

令和3年度における住宅防音事業に係る業務委託について〈お知らせ〉

1 業務委託の目的等

防衛省においては、自衛隊等の航空機および砲撃音の騒音による障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設周辺の区域に当該区域指定の際現に所在する住宅等（人の居住の用に供する建物等）に対し、騒音障害を防止し、又は軽減するため、住宅等の所有者の方などが行う防音工事に対して必要な経費を住民の方に助成する補助事業を行っています。

住宅防音事業の適正かつ円滑な実施を図るために、地方防衛局長及び東海防衛支局長が実施する防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条等に基づく住宅防音工事の助成に係る設計図書審査業務及び完了確認業務の一部を委託するため「住宅防音事業に係る設計図書審査補助業務及び完了確認補助業務」として一般競争入札に附し業者の決定を経て発注（委託）しています。

令和3年度に発注を予定している業務について、令和3年11月11日に公告しました。入札公告については、札幌第3合同庁舎及び千歳防衛事務所の掲示板に掲載します。また、北海道防衛局のホームページでもご覧になれます。

<https://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/keiyaku/koukoku.html#hbippan>

2 実施要項について

本業務の「住宅防音事業に係る設計図書審査補助業務及び完了確認補助業務実施要項」（令和3年11月）については、防衛省のホームページに掲載していますので参考にしてください。

https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/pdf/hojogyomu_r03_11.pdf

また、本実施要項第7に基づき以下の内容を別添のとおり公表しますので、併せてご確認ください。

ア 北海道防衛局における過去3か年の契約件数、実施予定数量及び契約金額（別添1）

イ 北海道防衛局組織図及び所掌事務（別添2）

ウ 住宅防音事業設計図書審査補助業務及び完了確認補助業務積算指針（別添3）

ご不明な点、ご質問等ありましたら、北海道防衛局企画部防音対策課住宅防音係までご連絡ください。

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

北海道防衛局 企画部 防音対策課 住宅防音係

TEL 011-272-7569

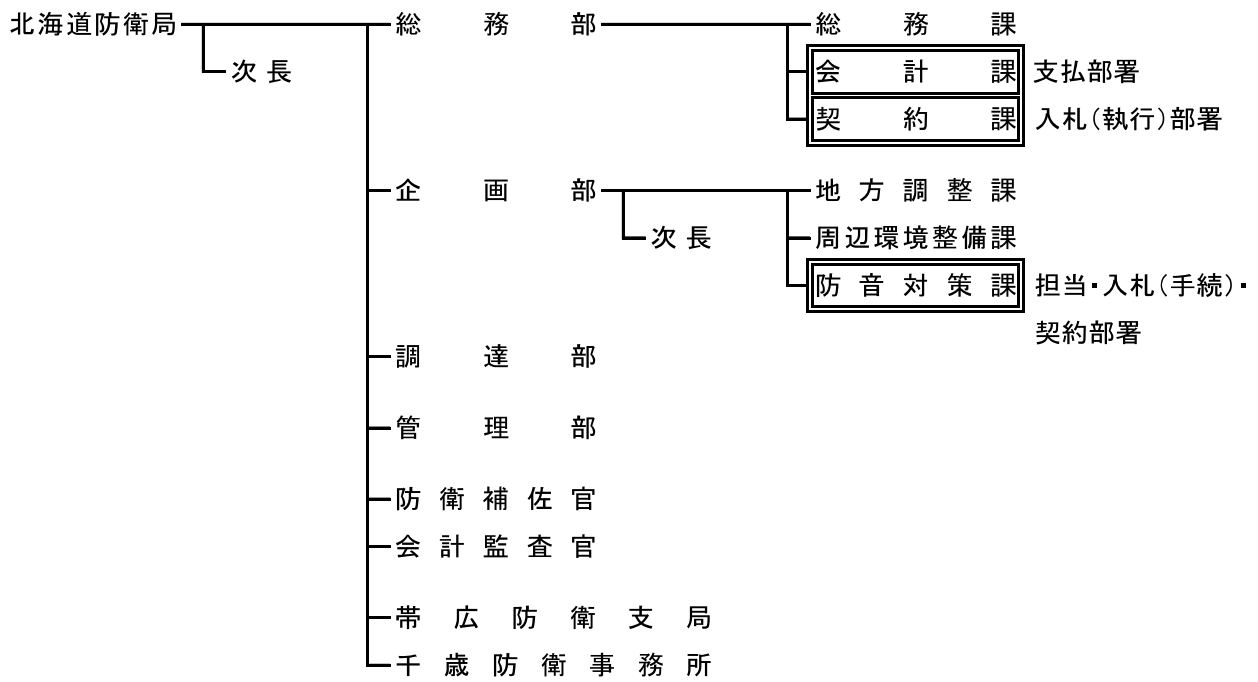
北海道防衛局ホームページ

<https://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/index.html>

過去3カ年分の契約件数及び実施予定数量一覧

○ 過去3カ年における契約実績はありません。

北海道防衛局組織図及び所掌事務



住宅防音事業設計図書審査補助業務及び完了確認補助業務積算指針

	区分	内容、基準額等																	
1	人件費	<p>直近の国土交通省設計業務委託等技術者単価のうち、設計業務の技師(C)の単価を採用</p> <p>標準的な作業時間(1件当たり)</p> <table border="1" data-bbox="424 748 1305 1021"> <thead> <tr> <th></th> <th>本体</th> <th>建具</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計図書の審査業務</td> <td>108.0</td> <td>81.6</td> <td rowspan="4">分</td> </tr> <tr> <td>設計図書の再審査業務</td> <td>35.0</td> <td>26.3</td> </tr> <tr> <td>関係書類による完了確認業務</td> <td>60.8</td> <td>41.5</td> </tr> <tr> <td>現地での完了確認業務</td> <td>29.2</td> <td>23.2</td> </tr> </tbody> </table>		本体	建具	単位	設計図書の審査業務	108.0	81.6	分	設計図書の再審査業務	35.0	26.3	関係書類による完了確認業務	60.8	41.5	現地での完了確認業務	29.2	23.2
	本体	建具	単位																
設計図書の審査業務	108.0	81.6	分																
設計図書の再審査業務	35.0	26.3																	
関係書類による完了確認業務	60.8	41.5																	
現地での完了確認業務	29.2	23.2																	
2	交通費	<p>ア 防衛省所管旅費取扱規則(平成18年防衛庁訓令109号)を適用するものとし、技術者の職階は「4, 3級」とする。</p> <p>イ 通常の通勤距離、通勤時間の範囲^{注1}にあつては起点^{注2}から業務場所までの旅費・交通費は原則として計上しない。</p> <p>注1: 「通常の通勤距離、通勤時間の範囲」とは、自動車を使用する場合において、起点から業務場所までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度の範囲とする。</p> <p>注2: 「起点」とは、原則として、競争に参加が可能な者のうち、業務場所に最も近い本支店又は営業所が所在する市役所等とする。</p>																	
3	諸経費	直接経費(人件費)の105.06%																	